

平成28年度みよし市男女共同参画審議会 次第

日時 平成28年7月28日(木)

午前10時から

場所 市役所 3階 研修室1・2・3

1 あいさつ

2 議 題

平成27年度みよし市男女共同参画プラン パートナー2014-2018 進捗状況報告

3 その他

市民のつどいについて

みよし市男女共同参画審議会 委員名簿

(敬称略)

団体名・役職等	氏名
東海学園大学スポーツ健康科学部准教授	小 田 佳 子
みよし市区長会代長 (西一色行政区区長)	鈴 木 卓 生
みよし市小中学校校長会代表 (南中学校校長)	水 野 克 弘
みよし市社会教育委員会委員長	稲 月 かよ子
みよし市民生児童委員協議会副会長	野 崎 又 嗣
連合愛知豊田地域協議会事務局長	湊 裕
JAあいち豊田女性部三好支部支部長	鈴 木 幸 枝
みよし商工会女性部長	木 戸 早 苗
在住外国人代表	宮 代 カレン
公募委員	大 岡 和 子
公募委員	大 島 豊 美

プランの体系

基本目標	方針	施策の方向	具体的施策の評価	合計121件のうち A評価118件 B評価3件
I 男女共同参画社会を目指す意識づくり	1 啓発活動の強化推進	①各種講演会・研修会の開催による啓発 ②広報紙などによる啓発 ③人権の尊重	…A (3) …A (4) …A (5)	
	2 男女平等な教育・学習の推進	①男女平等の視点にたつ保育・学校教育 ②男女共同参画に関する学習環境の整備	…A (5)、B (1) 理由：一部の学校は男女混合名簿を使用しているが、未実施の学校もある。 …A (2)	
II 男女ともあらゆる分野へ参画できる機会づくり	1 市民の意見を活かしたまちづくりの推進	①男女が支えあう地域づくり ②施策・方針決定の場への参画	…A (2) …A (2)、B (1) 理由：本市で人材セミナー受講者の確保ができず、延期した。	
	2 協働による市民活動の活性化推進	①市民活動団体の支援と協働の推進	…A (2)	
	3 地域活動における男女共同参画の推進	①防災・災害復興における男女共同参画の推進 ②環境分野における男女共同参画の推進 ③国際理解・多文化共生社会における男女共同参画の推進	…A (3) …A (1) …A (4)	
III 多様な働き方を選択できる環境づくり	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	①子育て支援の充実 ②介護支援の充実 ③男性の家事・育児・介護参加の促進	…A (8) …A (5) …A (4)	
	2 職場における男女平等の推進	①男女が対等なパートナーとして働くための職場環境づくり ②就労能力向上・再就職のための支援 ③自営業における労働環境の整備 ④市内企業に対する意識啓発	…A (5)、B (1) 理由：子育て支援制度のあらまは既に作成されており、基本的な制度の仕組みに変更がなかったため、年度版の作成は行わなかった。 …A (1) …A (2) …A (2)	
	3 女性のチャレンジ支援の推進	①女性のチャレンジ支援の推進	…A (2)	
IV 健康で安心して暮らせるための基盤づくり	1 様々な困難を抱える人への支援	①あらゆる家族形態に対応した支援 ②高齢者や障がい者の自立支援 ③外国人市民への支援	…A (5) …A (8) …A (9)	
	2 心と体の健康づくりの推進	①生涯にわたる健康づくり ②子どもの健全育成 ③母性の保護 ④各種相談事業の実施	…A (6) …A (7) …A (1) …A (5)	
	3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①女性に対する暴力を防止する環境づくり ②DVなど被害者の保護、支援	…A (2) …A (5)	
V プランの総合的な推進体制づくり	1 推進組織の整備・充実	①男女共同参画社会推進のための条件整備 ②市民参加によるプランの推進体系の整備	…A (1) …A (2)	
	2 役所内の意識・制度改革の推進	①行政運営における男女共同参画社会の視点の反映 ②職員の意識改革・人材育成	…A (1) …A (4)	

みよし男女共同参画プラン パートナー2014-2018進捗状況一覧表

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり

評価
 A 計画通り実施した
 B 計画通り実施したが、一部未実施事業がある
 C 検討はしたが、実施に至らなかった
 D 検討も実施もしなかった

方針	施策の方向	具体的施策	事務事業名	平成27年度の具体的な計画	平成27年度実績/未実施の理由	評価	所管課
1 啓発活動の強化 推進	① 各種講演会・研 修会の開催によ る啓発	男女共同参画研修会・ 講演会の開催	男女共同参画啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会の開催 ステップアップセミナーの開催 市民のつどいの開催 男女共同参画川柳の募集 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会は、8月6日に開催し、みよし男女共同参画プランパートナー2014-2018の進捗状況について協議した。 ステップアップセミナーは、11月7日にスキルアップ講座を2講座「ワークライフバランス～夫婦で子育て～」(講座参加者10名)、「絵手紙」(講座参加者10名)開催した。 市民のつどいは、9月5日に開催した。参加者700名。 男女共同参画川柳表彰式 講演会「男女共同参画 明るい方へ」～金子みすゞの心とともに～ 講師「歌手・作曲家ちひろ氏」 映画「サクラサク」 男女共同参画川柳は、6月1日から7月1日まで募集した。応募人数673名、作品数1,292点、入賞作品6点を市民のつどいで表彰、クリアファイルに印刷し男女共同参画の啓発に努めた。 	A	協働推進課
		家庭教育学級の開催	家庭教育学級開催事業	市内8小学校において、家庭における教育力向上をめざし、多様なテーマ・内容の家庭教育に関する講座等を開催する。	市内8小学校で講座、見学会など31講座を開催 延べ参加者数 1,291人	A	教育行政課
		市民団体などが実施する 研修会・講演会の支援	NPO・協働の推進調査研究事業費	<ul style="list-style-type: none"> NPO・協働相談事業 「市民対象講座」の開催 市民活動サポートセンター運営事業 協働推進職員研修開催事業 	<ul style="list-style-type: none"> NPO・協働相談事業は、あいちNPO市民ネットワークセンターに委託し、毎月第2木曜日午後1時30分から午後4時30分までNPO・協働相談窓口を開催した。 「市民対象講座」は、11月10日に男女共同参画サテライトセミナー「どう生きる少子高齢化社会～いままぜ男女共同参画が必要か～」として(公財)あいち男女共同参画財団との協働により開催した。参加者35名。 市民活動サポートセンター運営事業は、サポートセンター受付業務、情報交換業務、団体スキルアップ講座、交流会開催、市民活動団体基本情報整理業務についてあいちNPO市民ネットワークセンターに委託した。2月20日に「市民活動サポートセンター交流会」参加者14団体、3月14日に「サポートセンター講座～みよし市の市民活動を考える～」参加者7団体11名を開催した。7月8日に「市民活動センターの運営に関する先進地視察」として知多市と半田市に行った。参加者みよし市職員2名あいちNPO市民ネットワークセンタースタッフ5名。 協働推進職員研修開催事業では、1月18日に主任主査以上を対象とした男女共同参画庁内推進連絡会(県政お届け講座「男女共同参画社会づくりについて～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」他)を開催した。参加者26名。 	A	協働推進課
	② 広報紙などによ る啓発	インターネットを活用 した情報発信	男女共同参画啓発事業	インターネットを利用し、国・県・他自治体関係の情報収集に努めるとともに、男女共同参画に関する情報提供と情報発信を行う。	インターネット等を利用し、国・県・他自治体関係の情報収集に努めるとともに、男女共同参画に関する情報提供と情報発信を行った。	A	協働推進課
「広報みよし」による 啓発		<ul style="list-style-type: none"> ホームページ制作管理事業 広報みよし印刷製本事業 市勢要覧製作事業 市政啓発事業 CATV番組制作放送事業 コミュニティFM番組制作放送事業 	多様なメディアを活用した情報提供 (市民への周知、市の取り組みPR等)	<ul style="list-style-type: none"> 多様なメディアを活用し、市勢、市の取り組み、市のイベントなどの情報を市民へ提供した。 ホームページアクセス件数 729,182件 広報みよし発行部数 540,804部 市勢要覧作成部数 2,000部 CATV市政情報番組放送回数 2,290回 コミュニティFM市政情報番組放送回数 575回 	A	広報情報課	

方針	施策の方向	具体的施策	専務事業名	平成27年度の具体的な計画	平成27年度実績/未実施の理由	評価	所管課
1 啓発活動の強化 推進	② 広報紙などによる 啓発	「広報みよし」による 啓発	男女共同参画啓発専業	・男女共同参画週間の周知 ・男女共同参画川柳の募集、結果周知	・男女共同参画週間は、「みよし男女共同参画交流ネット通信」に平成27年度男女共同参画キャッチフレーズ等を掲載し市民に周知した。男女共同参画月間は、広報10月号に掲載し周知した。 ・男女共同参画川柳の募集は、広報6月号に掲載し、広報9月15日号で作品の入賞者の結果を掲載し周知した。	A	協働推進課
		チラシなどによる啓発	・男女共同参画啓発専業 ・男女共同参画交流ネット専業	・市民のつどい ・男女共同参画川柳の募集 ・男女共同参画交流ネット通信の作成	・市民のつどいは、広報7月15日号に掲載の他チラシを作成し、市内公共施設に設置及び市内小学校実家庭に配布した。 ・男女共同参画川柳の募集は、広報6月号に掲載の他、市内公共施設に作品募集用紙を設置、また市内4中学校の3年生に学校を通じて作品募集の依頼をした。広報9月15日号で作品の入賞者の結果を掲載し、クリアファイルを作成し周知に努めた。 ・男女共同参画交流ネット通信は年に3回作成し、関係団体に送付、みよし市のホームページにも掲載した。	A	協働推進課
	メディアにおける女性 の人権の確立	議会だより発行専業	性別役割表現や性差別的な表現に配慮した、議会広報「きずな」を発行（年5回）します。	性別役割表現や性差別的な表現に配慮し、議会広報「きずな」を発行（年5回）しました。	A	議会事務局	
		・交通安全啓発専業 ・防犯推進専業 ・女性消防団防火啓発専業 ・防災意識普及啓発専業	行政が発行するチラシ・啓発品等について、人権を尊重した表現に配慮する。	性別に関係なく広く多くの市民に啓発を呼びかけ、情報提供することができた。	A	防災安全課	
		・ホームページ制作管理専業 ・広報みよし印刷製本専業 ・市勢要覧製作専業 ・市政啓発専業 ・CATV番組制作放送専業 ・コミュニティFM番組制作放送専業	人権を尊重した表現に配慮した情報提供の徹底 （広報みよし、報道提供等）	ホームページ、広報みよし、市勢要覧、報道提供資料、CATV市政情報番組、コミュニティFM市政情報番組などについては、人権を尊重した表現に十分配慮しながら製作し情報提供を行った。	A	広報情報課	
	③ 人権の尊重	メディアにおける女性 の人権の確立	・幼稚園・保育園合同観劇会実行委員会補助専業 ・保育園運営専業 ・幼稚園支援専業 ・幼稚園授業料等補助専業 ・親子通園専業 ・児童育成計画推進専業 ・こども相談・虐待防止専業 ・ひとり親家庭相談・自立支援支援専業 ・放課後児童健全育成専業 ・ファミリーサポート専業 ・遊児手当支給専業 ・児童扶養手当専業 ・子育て支援センター運営専業 ・児童手当支給専業 ・子ども会活動費補助専業 ・子ども会育成連絡協議会補助専業 ・児童館等活動運営専業 ・青少年指導員活動専業 ・心の電話相談専業 ・青少年健全育成推進協議会等専業 ・青少年団体活動育成専業	行政が発行する刊行物において、人権を尊重した表現に配慮します。また、固定的な性別役割表現や性差別的な表現を使わないように努めます。	行政が発行する刊行物において、人権を尊重した表現に配慮し、固定的な性別役割表現や性差別的な表現を使わないようにしました。	A	子育て支援課 教育行政課

方針	施策の方向	具体的施策	専務事業名	平成27年度の具体的な計画	平成27年度実績/未実施の理由	評価	所管課
1 啓発活動の強化 推進	③ 人権の尊重	人権の尊重及び人権侵害防止についての啓発活動の実施	相談事業	地域人権啓発活動活性化事業 ・人権啓発映画(一般住民対象)の開催 ・人権移動教室(園児・小学生対象)の開催 ・人権啓発講演会(中学生対象)の開催 ・イベントや市内大型店舗において街頭啓発活動(一般住民対象)の実施	地域人権啓発活動活性化事業 ・人権啓発映画(一般住民対象)の開催 平成27年9月19日(土)総合福祉フェスタにて開催 ・人権移動教室(園児・小学生対象)の開催 4か所の保育園で開催(萌生、みどり、天王、明知保育園) 4か所の小学校で開催(三好丘、中部、天王、緑丘小学校) ・人権啓発講演会(中学生対象)の開催 2か所の中学校で開催(北、三好中学校) ・イベントや市内大型店舗において街頭啓発活動(一般住民対象)の実施 総合福祉フェスタ、10月、12月の行政相談・人権週間期間中に実施(イオン、アイ・モール等)	A	市民課
2 男女平等な教育・学習の推進	① 男女平等の視点にたつ保育・学校教育	男女平等意識を育む保育の実施	幼稚園・保育園合同観劇会実行委員会補助事業 保育園運営事業 幼稚園支援事業 幼稚園授業料等補助事業 親子通園事業 児童育成計画推進事業 こども相談・虐待防止事業 ひとり親家庭相談・自立支援支援事業 放課後児童健全育成事業 ファミリーサポート事業 子育て支援センター運営事業 子ども会活動費補助事業 子ども会育成連絡協議会補助事業 児童館等活動運営事業 心の電話相談事業 青少年健全育成推進協議会等事業 青少年団体活動育成事業	男女平等の意識を幼児期から植え付ける保育を推進します。	市内保育園の園長会、幼稚園の園長会及び保育士研修において、男女平等教育についての研修を実施しました。	A	子育て支援課
		保育関係者に対する研修の実施	幼稚園・保育園合同観劇会実行委員会補助事業 保育園運営事業 幼稚園支援事業 幼稚園授業料等補助事業	男女平等の意識を幼児期から植え付ける保育を推進します。	市内保育園及び幼稚園において、男女混合名簿を採用しています。	A	子育て支援課
		男女平等教育の推進	現職教育事業	社会(公民)、技術家庭の教科指導を通して男女平等教育の推進を促します。また、道徳教育や人権教育を通じて互いを尊重する心を育てます。	共生社会を学習する中で、男女の協力、役割、平等について、指導することで男女分け隔てなく接することができ、協力して物事を成し遂げることができた。	A	学校教育課
		男女混合名簿の実施	現職教育事業	男女混合名簿の採用を推進します。	小学校のほとんどが男女混合名簿を取り入れている。男女の隔たりがなくなり、一緒に活動したり、自然に仲良くなった。	B	学校教育課
			・幼稚園・保育園合同観劇会実行委員会補助事業 ・保育園運営事業 ・幼稚園支援事業 ・幼稚園授業料等補助事業	市内の保育園及び幼稚園において、男女混合名簿の採用を推進します。	市内保育園及び幼稚園において、男女混合名簿を採用しています。	A	子育て支援課
	教職員の男女共同参画意識の向上	現職教育事業	男女共同参画川柳の募集案内を配布する。	川柳を通して男女共同参画社会について、再度考えるきっかけとなった。	A	学校教育課	
	② 男女共同参画に関する学習環境の整備	図書館資料による教育・学習活動の充実	図書、逐次刊行物(新聞雑誌等)等整備事業	男女共同参画に関する図書館資料を購入する。	図書館資料を購入し、男女共同参画に関する資料提供を図った。また、みよし市図書館学習交流プラザへの移転後にむけた資料収集を進めた。	A	生涯学習推進課
視聴覚ライブラリーの充実		図書、逐次刊行物(新聞雑誌等)等整備事業	男女共同参画の正しい理解と認識を深めることができるように、同分野の視聴覚資料の館外貸出をする。	寄贈された男女共同参画関係の視聴覚資料の提供を図った。また、みよし市図書館学習交流プラザでの視聴覚ブースの増加に向け、資料整備を進めた。	A	生涯学習推進課	

基本目標Ⅱ 男女ともあらゆる分野へ参画できる機会づくり

評価
 A 計画通り実施した
 B 計画通り実施したが、一部未実施事業がある
 C 検討はしたが、実施に至らなかった
 D 検討も実施もしなかった

方針	施策の方向	具体的施策	事務事業名	平成27年度の具体的な計画	平成27年度実績/未実施の理由	評価	所管課
1 市民の意見を活かしたまちづくりの推進	① 男女が支えあう地域づくり	コミュニティ活動における男女共同参画の促進	地区コミュニティ活動推進事業費	地区コミュニティ活動推進事業一括交付金制度を設け、男女を問わず参加できる活動の推進及び支援をする。	市内各地区コミュニティ推進協議会の主催で、地区コミュニティ推進協議会一括交付金を活用し、スポーツ活動、文化活動、環境活動、防災活動等が実施され、地区コミュニティにおける年齢や性別をこえた住民間の交流が深まり連帯意識の向上を図った。	A	協働推進課
		PTA活動への父親の参加促進	PTA活動事業	・全国、東海北陸研究大会に参加することにより、先進事例の情報収集する。 ・教員組合との共催事業を実施し、意識改革につなげる。 ・連絡会議を開催し、各学校PTA間の情報交換を行い連携を図る。	・第63回日本PTA全国研究大会 長崎大会、第71回東海北陸ブロックPTA研究大会石川大会に参加 ・教員組合との共催事業として「子どもたちの明日を見つめる会」、「教育対話集会」を開催 ・市PTA連絡協議会を4回開催	A	教育行政課
	② 施策・方針決定の場への参画	審議会・委員会への女性の参画促進	男女共同参画啓発事業	・地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査について（平成27年4月1日現在）各課に照会をかける。 ・みよし市役所庁内会議にて、女性委員の登用状況を報告し啓発に努める。	・地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査について（平成27年4月1日現在）、各課に照会をかけ報告書を作成し提出した。 ・みよし市役所庁内会議について、1月18日に庁内連絡会議を開催し、女性委員の登用状況を報告して次年度に向け女性委員を登用するように啓発した。	A	協働推進課
			・みよし市安全なまちづくり推進協議会補助事業 ・国民保健計画策定事業 ・地域防災計画見直し事業	市政に市民の意見をバランスよく反映させるため、委員の選出方法を見直し、各種審議会などに女性委員の積極的登用を図り、委員の構成に占める女性の割合の向上に努めます。	審議会や理事会の委員等は充て職であるものの、市民、有識者の意見をバランスよく反映させることができた。	A	防災安全課
		女性の人材開発と育成	男女共同参画啓発事業	愛知県主催の女性人材育成セミナーなどを通じて女性の人材を開発し育成に努める。	11月10日に男女共同参画サテライトセミナー「どう生きる少子高齢化社会～いまなぜ男女共同参画が必要か～」を開催し、女性の人材開発、育成に努めた。今後は、愛知県主催の女性人材育成セミナーに参加できる人材の育成に努める。	B	協働推進課
		各種団体活動の推進	・男女共同参画交流ネット事業 ・NPO・協働の推進調査研究事務費	男女共同参画交流ネット登録団体及びみよし市サポートセンター登録団体を対象にしたサテライトセミナー講座を開催する。	11月10日に男女共同参画サテライトセミナー「どう生きる少子高齢化社会～いまなぜ男女共同参画が必要か～」を、男女共同参画交流ネット登録団体、みよし市サポートセンター登録団体及び市民を対象にして、（公財）あいち男女共同参画財団との協働により開催した。参加者35名。	A	協働推進課
2 協働による市民活動の活性化推進	① 市民活動団体の支援と協働の推進	交流ネットワークづくりへの支援	男女共同参画交流ネット事業	男女共同参画交流ネット登録団体の情報交換会を行い、相互の活動に関する情報提供を行い、連携を図る。	男女共同参画交流ネット登録団体の情報交換会を年3回開催し、相互の活動に関する情報提供や、団体同士のネットワークづくりを図った。	A	協働推進課
		女性消防団の育成	女性消防団防火啓発事業	安全で安心して住めるまちづくりのため、地域に密着した防火指導や啓発を行い、防火意識の普及を図るために、女性消防団の育成に努めます。	女性消防団により、高齢者宅等への防火訪問を行い、防火意識の普及が図れた。また、各地区の防災訓練等で応急手当訓練の指導を行うなど、地域に密着した活動ができた。	A	防災安全課
	① 防災・災害復興における男女共同参画の推進	自主防災会の育成支援	自主防災会育成事業	各地域で組織された自主防災会への女性の参画を呼びかけ、地域における自主防災活動の充実を支援します。	女性が自主防災会役員へ登用され、男女共同参画による防火防災活動が行われた。	A	防災安全課
防災訓練における女性の参加促進		防災訓練開催運営事業	災害発生時に女性の意見を反映させた避難所運営などがスムーズにできるよう、防災訓練への女性の参加を促します。	各自主防災会において役員に登用された女性の意見が反映され、避難所運営や自主防災活動が行われた。	A	防災安全課	

方針	施策の方向	具体的施策	事務事業名	平成27年度の具体的な計画	平成27年度実績/未実施の理由	評価	所管課
3 地域活動における男女共同参画の推進	② 環境分野における男女共同参画の推進	環境分野における男女共同参画の推進	・公害対策事業 ・環境美化推進事業	みよし市環境審議会・みよし市環境美化推進協議会において、環境分野における男女共同参画につながる事業を展開するように努めます。	環境分野における男女共同参画を推進するため、みよし市環境審議会(4人/11人)、みよし市環境美化推進協議会(5人/30人)に女性を積極的に登用し、女性の立場から環境施策の推進に向けた意見を伺う体制を整備しました。 みよし市環境美化推進協議会…5月30日開催	A	環境課
	③ 国際理解・多文化共生社会における男女共同参画の推進	国際交流から学ぶ男女共同参画	みよし悠学カレッジ講座運営事業	国際理解講座を16講座開講予定	国際理解講座を21講座開講	A	生涯学習推進課
			国際交流事務	県や他国際交流推進機関からの国際交流に関するリーフレット等の設置	愛知県国際交流協会をはじめとする国際交流機関から届いたリーフレット等を、広く市民の目に触れるところに設置し、諸外国における男女を取り巻く状況などの情報を市民に提供した。	A	秘書課
		多文化共生社会の推進	多文化共生推進事業	・外国人のための日本語教室 ・日本語ボランティア入門講座 ・多文化共生センターの運営 ・外国人翻訳サポート	・外国人のための日本語教室は、学習交流センターで開催した。水曜教室(4月15日から3月9日まで)33回延べ303人、土曜教室(4月11日から3月19日まで)38回延べ917人の参加があった。 ・日本語ボランティア入門講座は、春期講座(5月7日から6月25日までの毎週土曜日)6名、秋期講座(9月9日から11月11日までの毎週水曜日)11名の参加があった。 ・多文化共生センターは、多様な文化や価値観を認めあう多文化共生のまちづくりを推進するため利用しており、平成27年度は日本語サークルが167件632人の利用があった。 ・外国人翻訳サポートは、1件(学校教育課)あり、在住外国人向けに英訳した。	A	協働推進課
	男女共同参画に関する国際的な動向の情報収集、情報発信	男女共同参画啓発事業	男女共同参画に関する国際的な動き、統計等の情報を収集する。	愛知県男女共同参画担当者会議などに出席し、他市町の状況などの情報を収集した。	A	協働推進課	

基本目標Ⅲ 多様な働き方を選択できる環境づくり

評価

- A 計画通り実施した
- B 計画通り実施したが、一部未実施事業がある
- C 検討はしたが、実施に至らなかった
- D 検討も実施もしなかった

方針	施策の方向	具体的施策	専務事業名	平成27年度の具体的な計画	平成27年度実績/未実施の理由	評価	所管課
1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	① 子育て支援の充実	保育施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園合同観劇会実行委員会補助事業 ・保育園運営事業 ・幼稚園支援事業 ・幼稚園授業料等補助事業 	働きながら子どもを育てる男女を支援するため、乳児保育など低年齢保育の充実をめざす。また、通常保育時間を延長し、多様な保育ニーズの充足に努めます。	11、2歳児の定員を10名増員し、低年齢児保育の充実を図りました。(なかよし、打越保育園) 城山保育園の保育時間を1時間延ばし19時までになりました。また、明知保育園の保育の開始時間を30分前倒し、7時半からとしました。	A	子育て支援課
		民間保育施設への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園合同観劇会実行委員会補助事業 ・保育園運営事業 ・幼稚園支援事業 ・幼稚園授業料等補助事業 	各種保育の需要に対応できるよう、民間保育施設への支援を実施することにより、保育事業の充実を図ります。	蒔生保育園を民間運営に移行し民間保育施設への支援を実施したことにより、保育事業の充実が図れました。	A	子育て支援課
		子ども総合支援センターの開設	子育て支援センター運営事業	子ども総合支援センターは、次世代を担う子どもたちが、「心豊かに、健やかに育ち」また、子育て中の親たちが、安心して子どもを育てることができる環境を整えていく機能を持った施設としての整備を検討していきます。	みよし市中央図書館の跡地を「子ども総合支援センター」として整備するよう検討を進め、平成28年度から工事着工できるよう予算措置をしました。	A	子育て支援課
		子育て支援センターの運営	子育て支援センター運営事業	育児相談や各種講座、情報交換を通じて、未就園児を持つ家庭の子育ての不安を取り除き、育児と仕事の両立を支える環境づくりに努めます。	子育て支援センターを拠点に全保育園で、わくわくルーム(1,189組)、びよちゃんルーム(1,478組)、あかちゃんルーム(701組)などの親子教室を実施し、親子のふれあいや親同士の交流を支援しました。	A	子育て支援課
		ニーズに合わせた子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園運営事業 ・幼稚園支援事業 ・親子通園事業 ・児童育成計画推進事業 ・こども相談・虐待防止事業 ・ひとり親家庭相談・自立支援支援事業 ・放課後児童健全育成事業 ・ファミリーサポート事業 ・子育て支援センター運営事業 ・青少年指導員活動事業 ・心の電話相談事業 	各地域の子育て支援サークルの育成支援や、地域社会のニーズに合わせた子育て支援の拡充を図り、地域ぐるみの子育て支援を推進します。	現在、活動している「子育てサークル」は7サークル。サークルに入会希望を三好丘地区子育て支援センターで受付しながら同じ年頃のお子さんをもつお母さんの仲間づくり、友だちづくりを支援しました。	A	子育て支援課
子育てふれあい広場の設置	子育て支援センター運営事業	乳幼児を連れて保護者が自由に交流できる場所としてイオン三好店子育てふれあい広場及びカリヨンハウスに子育てふれあい広場を開設し、運営します。	子育てふれあい広場の利用数 イオン三好店内(3,902組) カリヨンハウス内(16,407組)	A	子育て支援課		

方針	施策の方向	具体的施策	事務事業名	平成27年度の具体的な計画	平成27年度実績/未実施の理由	評価	所管課	
I 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	① 子育て支援の充実	育児・児童相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園運営事業 ・幼稚園支援事業 ・親子通園事業 ・児童育成計画推進事業 ・こども相談・虐待防止事業 ・ひとり親家庭相談・自立支援事業 ・放課後児童健全育成事業 ・ファミリーサポート事業 ・子育て支援センター運営事業 ・青少年指導員活動事業 ・心の電話相談事業 	育児相談や各種講座、情報交換を通じて、未就園児を持つ家庭の子育ての不安を取り除き、育児と仕事の両立を支える環境づくりに努めます。	子育て支援センターを拠点に全保育園で、わくわくルーム（1,189組）、びよちゃんルーム（1,478組）、あかちゃんルーム（701組）などの親子教室を実施し、親子のふれあいや親同士の交流を支援しました。	A	子育て支援課	
		子ども医療費の支援	子ども医療費支給事業費	義務教育終了の年度末までの医療費の一部負担金無料化の実施	みよし市子ども医療費支給条例に基づき、医療費の支給を行った。	A	保険年金課	
	② 介護支援の充実	家族介護交流事業の実施	家族介護者交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者交流事業 ・地域サロンの開催 ・認知症介護家族交流事業 ・介護者交流会の開催 ・認知症介護者大交流会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域サロンを開催（開催数12回、参加者65人） ・認知症介護家族交流会「ひまわりの会」を開催（開催数12回、参加者103名） 	A	長寿介護課	
		連絡相談体制の整備	地域包括支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ネット会議の開催 ・地域包括支援センター、在宅介護支援センターによる相談業務の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ネット会議の開催（開催数12回） ・地域包括支援センター（1か所）、在宅介護支援センター（3か所）での相談受付（受付件数 地域包括支援センターのみ593件） 	A	長寿介護課	
		介護サービスなどに関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営事業 ・在宅介護支援センター運営管理事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険パンフレット、高齢者福祉マップを作成し、窓口等で配布 ・地域包括支援センター、在宅介護支援センターによる相談者への高齢者福祉サービス及び介護サービス内容の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険パンフレット、高齢者福祉マップを作成及び配布 ・地域包括支援センター（1か所）、在宅介護支援センター（3か所）での高齢者福祉サービスの情報提供等の実施 	A	長寿介護課	
		訪問介護の充実	自立支援給付事業		日常生活で介護を必要とする障がい者等に対して居宅介護サービス等を提供する。	障がい者総合支援法に基づき生活支援のためのサービスを提供することができた。	A	福祉課
			訪問型介護予防事業		地域包括支援センターの家庭訪問による介護予防の実施	地域包括支援センターによる家庭訪問実施（訪問回数12回）	A	長寿介護課
	③ 男性の家事・育児・介護参加の促進	父親参加型イベントの実施	子育て支援センター運営事業	父親の子育てへの参加を促し、男女が協力して育児に参画できる体制の構築をめざします。	育児講座「パパと遊ぼう」を開催しました。6月13日（土）総合体育館剣道場にて 参加組11組	A	子育て支援課	
			男女共同参画啓発事業	子育て中の親及び小学生を対象にした男女共同参画ステップアップセミナーを開催	ステップアップセミナーは、11月7日にスキルアップ講座を2講座「ワークライフバランス～夫婦で子育て～」講座参加者10名、「絵手紙」講座参加者10名開催した。	A	協働推進課	
		妊婦及び夫に対する教育	パパママ教室事業	子育てに関する学習機会の場として、パパママ教室を年12回開催する。	パパママ教室：年12回 171人参加	A	健康推進課	
		男性の介護参加の促進	家族介護者交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者交流事業 ・地域サロンの開催 ・認知症介護家族交流事業 ・介護者交流会の開催 ・認知症介護者大交流会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域サロンを開催（開催数12回、参加者65人） ・認知症介護家族交流会「ひまわりの会」を開催（開催数12回、参加者103名） 	A	長寿介護課	

方針	施策の方向	具体的施策	専務専業名	平成27年度の具体的な計画	平成27年度実績/未実施の理由	評価	所管課
2 職場における男女平等の推進	① 男女が対等なパートナーとして働くための職場環境づくり	就労形態・勤務形態の見直しの推進	労働総務専務	県が進めるワーク・ライフ・バランス推進運動による普及啓発・拡大の取組に協力し、県が開催する「ワーク・ライフ・バランス推進シンポジウム」について、就労支援センターや広報で広く情報提供する。	県が進めるワーク・ライフ・バランス推進運動による普及啓発・拡大の取組に協力し、県が開催する「ワーク・ライフ・バランス推進シンポジウム」について、就労支援センターで広く情報を提供した。	A	産業課
		男女雇用機会均等法の周知徹底	労働総務専務	女性の活躍促進に向けて積極的に取組む企業や団体等を対象とした県推進の「あいち女性輝きカンパニー認証制度」に協力し、就労支援センターや広報で、採用・職場拡大や管理職登用などの取組を、広く情報提供し周知する。	女性の活躍促進に向けて積極的に取組む企業や団体等を対象とした県推進の「あいち女性輝きカンパニー認証制度」に協力し、就労支援センターで、採用・職場拡大や管理職登用などの取組を、広く情報提供し周知した。	A	産業課
		職場における男女平等	労働総務専務	育児等を積極的に行う男性(イクメン)やそれを応援する上司(イクボス)の普及拡大に向けた県の取組を、県作成の啓発リーフレットやポスター等を就労支援センターに掲示し、あわせて広報で広く情報提供する。	育児等を積極的に行う男性(イクメン)やそれを応援する上司(イクボス)の普及拡大に向けた県の取組を、県作成の啓発リーフレットやポスター等を就労支援センターに掲示し、あわせて広報で広く情報提供した。	A	産業課
			職員福利厚生専務	職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する要綱に基づき相談の実施	「職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する要綱」に基づき、良好な職場環境づくりに努め、職員から相談を受けた際は、早急に対応しました。	A	人事課
		育児休業など取得促進の啓発	労働総務専務	女性の活躍促進に向けて積極的に取組む企業や団体等を対象とした県推進の「あいち女性輝きカンパニー認証制度」に協力し、就労支援センターや広報で、働きながら育児・介護ができる環境づくりなどの取組を、広く情報提供し啓発する。	女性の活躍促進に向けて積極的に取組む企業や団体等を対象とした県推進の「あいち女性輝きカンパニー認証制度」に協力し、就労支援センターや広報で、働きながら育児・介護ができる環境づくりなどの取組を、広く情報提供し啓発した。	A	産業課
			職員福利厚生専務	子育て支援制度のあらましの作成	既に作成されており、基本的な制度の仕組みに変更がなかったため、年度版の作成は行いませんでした。	B	人事課
	② 就労能力向上・再就職のための支援	就労女性のための相談窓口	労働総務専務	平成27年11月2日に、みよし市就労支援センター(ジョブサポートみよし)に相談窓口を開設し、広報や行政区回覧、ホームページで積極的に呼びかけ広く周知し支援する。	みよし市就労支援センター(ジョブサポートみよし)において、職業相談・紹介を実施した。平成27年度の求人検索及び職業相談件数は、1,414人で、うち女性の利用は、845人でした。	A	産業課
	③ 自営業における労働環境の整備	農業の家族経営協定の推進	農業団体育成専業	認定農業者の認定にかかるヒアリングの場において、家族で経営している農業者に対し、家族経営協定制度的について周知する。	認定農業者の認定にかかるヒアリングの時に家族経営協定制度的について周知を行った。	A	産業課
		商工業などに携わる女性への支援	商工会補助専業	起業を検討中の人を対象とした「創業者支援セミナー」を開催する。県信用保証協会主催、近隣4市町及び各市町商工会が共催し、広報や行政区回覧、ホームページで積極的に呼びかけ開催を広く周知し、商工業などに携わる女性を支援する。	起業を検討中の人を対象とした「創業者支援セミナー」を県信用保証協会主催、近隣4市町及び各市町商工会が共催し、開催した。参加者は、5市町合計で25人、その内みよし市民は、12人で、女性の参加者は、5人でした。	A	産業課

方針	施策の方向	具体的施策	事務事業名	平成27年度の具体的な計画	平成27年度実績/未実施の理由	評価	所管課
2 職場における男女平等の推進	④ 市内企業に対する意識啓発	商工会・工業経済会との連携による意識啓発活動	商工会補助事業	国や県が発行した、法令に基づいた女性の労働環境や雇用条件の遵守にかかる啓発用リーフレット等を活用し、各企業経営者に対し、商工会等を通じて啓発する。	国や県が発行した、法令に基づいた女性の労働環境や雇用条件の遵守にかかる啓発用リーフレット等を活用し、各企業経営者に対し、商工会等を通じて啓発した。	A	産業課
		ファミリー・フレンドリー企業の普及促進	労働総務事務	国や県からの啓発リーフレットやポスター等を就労支援センターなど公的機関などの窓口設置や、広報で助成制度の紹介をし、ファミリー・フレンドリー企業の加入促進をPRする。	国や県からの啓発リーフレットやポスター等を就労支援センターなど公的機関などの窓口を設置し、ファミリー・フレンドリー企業の加入促進をPRした。	A	産業課
3 女性のチャレンジ支援の推進	① 女性のチャレンジ支援の推進	再就職支援セミナーなどの講座の開催	労働総務事務	講座の開催にあたり、就労支援センターや広報、行政区回覧、市HPで広く周知し、「女性のための再就職支援セミナー」、「就職支援セミナー」を開催し支援する。	「女性のための再就職支援セミナー」を1回、「就職支援セミナー」を2回開催した。「女性のための再就職支援セミナー」の参加者は、7人でした。「就職支援セミナー」の参加者は、13人で、その内9人が女性でした。	A	産業課
		技術取得講座の開催	みよし進学カレッジ講座運営事業	・情報・通信講座を48講座開講予定 ・資格取得のための生涯学習情報の提供	・情報・通信講座を51講座募集し、48講座開講 ・資格取得のための生涯学習情報を提供	A	生涯学習推進課

基本目標Ⅳ 健康で安心して暮らせるための基盤づくり

評価
 A 計画通り実施した
 B 計画通り実施したが、一部未実施事業がある
 C 検討はしたが、実施に至らなかった
 D 検討も実施もしなかった

方針	施策の方向	具体的施策	事務事業名	平成27年度の具体的な計画	平成27年度実績/未実施の理由	評価	所管課
1 様々な困難を抱える人への支援	① あらゆる家族形態に対応した支援	母子家庭、父子家庭、単身家族などにおける福祉サービスの充実及び相談事業の拡大	福祉に関する相談事業	福祉総合相談センターにおいて、多方面にわたる相談に対応している。また、委託している相談支援事業所の相談員と連携し、生きづらさを感じている人すべての相談を受け付ける。	福祉総合相談センターにおいて、多方面にわたる相談に対応している。また、委託している相談支援事業所の相談員と連携し、生きづらさを感じている人すべての相談を受け付けた。 委託相談支援事業所 5事業所	A	福祉課
			・こども相談・虐待防止事業 ・ひとり親家庭相談・自立支援支援事業 ・放課後児童健全育成事業 ・ファミリーサポート事業 ・遊児手当支給事務 ・児童扶養手当事務 ・児童手当支給事務	児童を養育している家庭の安定と児童の健全育成、資質の向上のため、児童福祉に関する手当の充実を推進するとともに、ひとり親家庭などの生活の安定と向上を図るための児童福祉事業の実施とともに相談事業を充実させる。	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に、子育て支援課の保育士が「こんには赤ちゃん訪問」を実施し、子育ての役立つ情報を提供しました。(訪問件数 360件)	A	子育て支援課
			市営住宅維持管理事業	市営住宅家賃を減免	市営住宅家賃を減免	A	都市計画課
		手当ての支給や医療費の助成	・遊児手当支給事務 ・児童扶養手当事務 ・児童手当支給事務	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、諸手当の支給・医療費助成制度の充実を図る。	遊児手当の支給 445人 児童扶養手当の支給 402人 児童手当の支給 6,338人	A	子育て支援課
			母子家庭等医療費支給事業費	母子家庭世帯等の医療費の一部負担金無料化の実施	みよし市母子家庭等医療費支給条例に基づき、医療費の支給を行った。	A	保険年金課
	② 高齢者や障がい者の自立支援	ひとにやさしいまちづくり	道路安全施設設置事業	「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」および、「みよし市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例」に配慮した安全施設設置工事	市道柿ノ木井ヶ谷線の道路改良工事、市道三好丘自転車歩行者専用道路2号線他17路線にて車止め設置工事を行った。	A	道路河川課
			道路修繕事業	愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」及び「みよし市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例」に配慮した修繕工事の推進に努める。	舗装修繕工事、側溝整備工事、道路修繕工事、里道整備工事を行った。	A	道路河川課
		市営住宅の高齢者・障がい者対策	市営住宅維持管理事業	市営衛生住宅のバリアフリー化を図るため大規模改修工事(エレベーターの新設及び室内改修)の実施設計を行う。	市営衛生住宅の大規模改修工事(エレベーターの新設及び室内改修)の実施設計の実施	A	都市計画課
		障がい者の住宅環境の整備	障がい者等住宅改修費支給事業	障がい者の居住する住宅に段差解消や手すりの設置など、住宅改善に要する費用の一部を助成し、障がい者等の自立支援を図る。	障がい者の居住する住宅に段差解消や手すりの設置など、住宅改善に要する費用の一部を助成し、障がい者等の自立支援を図った。申請件数障がい者0件 高齢者21件	A	福祉課 長寿介護課
		介護予防と自立の支援	在宅介護支援センター運営管理事業他	・在宅介護支援センターによる介護予防教室の開催 ・日本福祉大学が研修実施機関となり、介護予防に関する講座を年6回開催 ・在宅介護支援のためのサービスを実施(日常生活支援事業、なかよしサロン、配食サービス、日常生活用具の給付、緊急通報システム貸与、ひとり暮らし高齢者等登録、徘徊高齢者家族支援サービス)	・介護予防教室を開催(開催数248回、参加者5703人) ・介護予防に関する講座を開催(開催数6回、参加者数166人) ・日常生活支援、なかよしサロン、配食サービス、日常生活用具の給付、緊急通報システム貸与、ひとり暮らし高齢者等登録、徘徊高齢者家族支援サービスなどの各種サービスを実施、在宅介護の支援を行った。	A	長寿介護課

方針	施策の方向	具体的施策	事務事業名	平成27年度の具体的な計画	平成27年度実績/未実施の理由	評価	所管課
1 様々な困難を抱える人への支援	② 高齢者や障がい者の自立支援	福祉サービスなど情報の提供	総合福祉ガイドブック作成事業	市の福祉に関するサービス等を掲載した総合福祉ガイドブックを作成し、窓口等で配付する。	市の福祉に関するサービス等を掲載した総合福祉ガイドブックを1,300冊作成し、窓口等で配付した。	A	福祉課
		地域相談支援センターの設置	自立支援事業	福祉総合相談センターにおいて、多方面にわたる相談に対応している。	福祉総合相談センター「ふくしの窓口」を開設し、主に障がい者、高齢者の多方面にわたる相談に対応している。延相談件数 283件	A	福祉課
			在宅介護支援センター運営管理事業	在宅介護支援センターの設置 なかよし、みなよし、きたよしの各地区に1箇所設置	なかよし、みなよし、きたよしの3地区で在宅介護支援センターを運営し、各種支援事業を実施した。	A	長寿介護課
	③ 外国人市民への支援	多言語による生活情報の提供	広報みよし印刷製本事業	広報紙に外国語情報を掲載 (ポルトガル、英語)	・広報みよし(年間24号)のお知らせ記事の中で、外国人の生活に直結する情報を毎月2件程度抽出して、ポルトガル語と英語の2カ国語の翻訳記事を掲載した。	A	広報情報課
			国民健康保険税賦課徴収事業費	外国語によるリーフレット等の備置	外国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)によるリーフレットを備置した。	A	保険年金課
			家庭ごみ計画収集事業	英語、ポルトガル語、中国語、韓国語の「ごみの出し方リーフレット」を配布し、外国人への生活支援を実施。	計画どおり英語、ポルトガル語、中国語、韓国語のリーフレットを配布した。 また、外国人が企業研修で集団転入した場合、企業から要請があれば、ごみの出し方について直接説明を実施した。	A	環境課
			・保育園運営事業 ・放課後児童健全育成事業 ・遺児手当支給事務 ・児童扶養手当事務 ・子育て支援センター運営事業 ・児童手当支給事務	市内在住外国人に対して、母国語での子育て・保育園・児童クラブなどに関する情報の提供を充実させ、住みやすい環境づくりに努めます。	保育園や児童クラブの案内をポルトガル語に翻訳し、情報提供した。	A	子育て支援課
			個人・法人市民税課税事務	個人住民税の普通徴収の納税通知書に外国語の案内チラシを同封して発送	英語・中国語・ポルトガル語の案内チラシを作成して、普通徴収納税通知書を送付する際に同封した。	A	税務課
			外国人相談窓口の設置	住民基本台帳事務	ポルトガル語案内業務派遣委託事業 ・外国人相談窓口として、ポルトガル語通訳を配置 ・相談日：毎週火、金曜日 ・相談時間：午後1時～午後4時 ・相談場所：市民課窓口	ポルトガル語案内業務派遣委託事業の実施 ・外国人相談窓口として、ポルトガル語通訳を配置 ・相談日：毎週火、金曜日 ・相談時間：午後1時～午後4時 ・相談場所：市民課窓口及び関係所管課 相談実績 347件	A
		外国人相談窓口の設置	・保育園運営事業 ・放課後児童健全育成事業 ・遺児手当支給事務 ・児童扶養手当事務 ・児童手当支給事務	毎週金曜日午前中にポルトガル語通訳を配置し、子育て・保育園・児童クラブなどに関する相談を受け付け、住みやすい環境づくりに努めます。	毎週金曜日午前中ポルトガル語の通訳を配置し、外国人の窓口業務に配慮しました。	A	子育て支援課
			滞納整理事業	毎週火曜日午前9時から正午までポルトガル語通訳を配置	毎週火曜日午前9時から正午までポルトガル語通訳を配置した。	A	納税課
	生活支援に関する情報提供	多文化共生推進事業	他機関の外国人相談窓口の情報や、生活を支援する制度の情報収集し、外国人の生活支援に関する情報を協働推進課窓口、多文化共生センターのパンフレットスタンドに設置する。	愛知県国際交流協会が実施する外国人相談窓口の情報や、生活を支援する制度の情報、外国人の生活支援に関する情報を協働推進課窓口、多文化共生センターのパンフレットスタンドに設置した。	A	協働推進課	

方針	施策の方向	具体的施策	事務事業名	平成27年度の具体的な計画	平成27年度実績/未実施の理由	評価	所管課
2 心と体の健康づくりの推進	① 生涯にわたる健康づくり	健康づくり事業の推進	妊産婦・乳児健康診査事業 乳幼児健康診査事業 発達支援教室事業 母子保健指導事業 予防接種事業 健康診査事業 健康相談事業 健康教育事業 市町村茶室改善事業 7022推進事業	生涯にわたる健康づくりの推進のため、健康に関する各種事業を開催する。 〔妊産婦、乳児、幼児、歯科等の健診及び教室、相談の実施、各種予防接種の実施、がん検診等の実施、成人の教室・相談の実施。〕	・妊娠、出産期、乳幼児期、学童期、成人期、高齢期において、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目的に、各種健（検）診、相談、教育を実施した。	A	健康推進課
			介護予防普及啓発事業	世代交流サッカー健康増進教室の開催	世代交流サッカー健康増進教室を開催（参加者数26人）	A	長寿介護課
			健康講座事業	11月14日にみよし市民病院健康講座をサンアート小ホールで開催する。また、市内3地区で地域健康講座を開催する。	11月14日、文化センターサンアート小ホールにて、みよし市民病院健康講座「みんなで考えよう認知症」を開催した。三好丘緑（7月22日）、新屋（10月21日）、三好下（1月13日）各行政区にて地域健康講座を開催した。	A	市民病院
		健康に関する情報提供の充実	全般（特定の事務事業なし）	感染症予防啓発のため、感染症の情報（集団かぜ等）の発生状況、予防について、ホームページに掲載する。	感染症の流行にあわせて、発生状況や予防方法について、ホームページに掲載した。	A	健康推進課
			健康関連情報提供事業	「広報みよし」を始め、市のインターネットのホームページなどを利用して、市民の健康保持・増進及び病院の概要などの情報を発信する。	市民病院ホームページを随時更新、「病院だより」を発行した。	A	市民病院
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の啓発	・予防接種事業 ・パパママ教室事業	・子宮頸がんの主な原因とされているヒトパピローマウイルス感染を予防するため、希望者に対し子宮頸がん予防ワクチン接種を実施する。 ・家族計画の講話をパパママ教室体験コース年4回で実施する。	・子宮頸がん予防ワクチンは積極的勧奨控え中につき、希望者については接種券を発行し、接種を実施した。 ・パパ、ママ教室体験コース：年4回 85人参加	A	健康推進課	
	② 子どもの健全育成	子どもの虐待防止の啓発	子ども相談・虐待防止事業	子ども相談・虐待防止事業を通して、子どもの虐待防止の啓発活動に努め、子どもの虐待防止のための相談窓口を設けます。	子どもの相談（相談全件数 309件）	A	子育て支援課
			乳幼児健康診査事業	3、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施する。	各健診 年24回実施 ・3、4か月児健診 受診者数 631人 ・1歳6か月児健診 受診者数 616人 ・3歳児健診 受診者数 618人	A	健康推進課
		児童の健全育成	子ども会活動員補助事業 子ども会育成連絡協議会補助事業 児童館等活動運営事業 青少年健全育成推進協議会等事業 青少年団体活動育成事業	児童館行事、市子ども会育成連絡協議会館行事では、男女を差別することなく参加できる行事を開催 単位子ども会、地区子育てクラブ、地区ジュニアクラブ育成会、スカウト育成連絡協議会には、男女を差別することなく参加できる行事の開催を指導	市子ども会連絡協議会では、球技大会や子ども会祭りなど、男女を差別することなく行事を開催しました。単位の子ども会行事においても、男女を差別することなく行事を開催しました。	A	子育て支援課
			・公園維持管理事業 ・児童遊園等維持管理事業	公園緑地等における適切な維持管理を行い利用者の安全確保及び児童の体力の増進・創造力の向上を図る。	児童遊園10か所、児童遊園地22か所、農村公園4か所、都市公園43か所にある遊具の安全点検を行い、問題のある遊具は修繕を行いました。また、樹木の剪定や除草などを行い、公園の環境保全を図りました。	A	公園緑地課
みよし悠学カレッジ講座運営事業			親子短期講座（サマースクール）を12講座開催	親子短期講座（サマースクール）を13講座開催	A	生涯学習推進課	

方針	施策の方向	具体的施策	専務事業名	平成27年度の具体的な計画	平成27年度実績/未実施の理由	評価	所管課
2 心と体の健康づくりの推進	② 子どもの健全育成	青少年の健全育成	・思春期家庭教育講座事業 ・成人の日事業	・市内4中学校において、中学生の子を持つ親の家庭教育力の再生につなげる講座を実施する。 ・新成人を祝い励まし、新成人が社会人として責任のある行動ととれるよう成人の日にならみ「みよし市成人式」を開催する。	・市内4中学校で「思春期」家庭教育講座を開催 延べ参加者数 275人 ・平成28年みよし市成人式を開催 延べ出席者数 620人 出席率 82.4%	A	教育行政課
			・子育て支援センター運営事業 ・子ども会活動奨励補助事業 ・子ども会育成連絡協議会補助事業 ・児童館等活動運営事業 ・青少年指導員活動事業 ・心の電話相談事業 ・青少年健全育成推進協議会等事業 ・青少年団体活動育成事業	家庭教育の情報提供及び地域全体で、子どもを守り育てる気運を高めるための啓発活動を推進し、青少年の健全な育成を図る。 また、児童館や公園などにおいて、よりよい遊び場の整備と提供を行うとともに、健全で規律正しい生活姿勢を身につけさせる各種講座や行事などを実施し、児童の健全育成に努める。	5月 第23回少年の主張みよし市大会 7月 青少年の非行・被害防止に取り組む運動街頭啓発 7月 青少年健全育成啓発優秀作品展示 8月 家庭の日推進事業「夏休み親子映画鑑賞会」 10月 青少年の良い本を進める運動 11月 家庭の日推進事業「家族へのメッセージ募集」 2月 家庭の日推進啓発資料配布	A	子育て支援課 教育行政課
	③ 母性の保護	母子保健の充実	・母子保健指導事業 ・パパママ教室事業	・子どもの健全な発達を支援するとともに、育児不安の軽減を図るため、年45回の月曜育児相談を開催する。 ・子育てに関する学習機会の場として、パパママ教室を年12回開催する。	・月曜育児相談：年45回 1,721人 ・パパママ教室：年12回 171人	A	健康推進課
			相談事業	・一般住民相談(本庁/毎週月～金、午前9時～午後5時)の実施 ・人権・行政合同相談(毎月10日、午後1時～午後4時)の実施 ・法律相談(予約制、毎月第2金曜日、午後1時30分～午後5時)の実施 ・司法書士・行政書士・土地家屋調査士合同相談(毎月第3火曜日、午後1時～午後4時)の実施	・一般住民相談(本庁/毎週月～金、午前9時～午後5時)の実施 相談実績 126件 ・人権・行政合同相談(毎月10日、午後1時～午後4時)の実施 相談実績 8件 ・法律相談(予約制、毎月第2金曜日、午後1時30分～午後5時)の実施 相談実績 101件 ・司法書士・行政書士・土地家屋調査士合同相談(毎月第3火曜日、午後1時～午後4時)の実施 相談実績 41件	A	市民課
	④ 各種相談事業の実施	各種相談事業の実施	・保育所運営事業 ・親子通園事業 ・こども相談・虐待防止事業 ・ひとり親家庭相談・自立支援支援事業 ・放課後児童健全育成事業 ・遺児手当支給事務 ・児童扶養手当事務 ・子育て支援センター運営事業 ・児童手当支給事務 ・青少年指導員活動事業 ・心の電話相談事業	子ども・子育てに関するあらゆる相談に、迅速に対応できるように努めます。	こんにちは赤ちゃん訪問の実施(訪問件数 360件) 子育て支援の相談(相談件数 511件) 心の電話相談(相談件数 283件) 子ども相談窓口(相談件数 230件)	A	子育て支援課
			安心ステーション推進事業	安心ステーションにおいて、交通安全及び防犯に関する相談に対応	安心ステーションにおいて、交通安全や防犯に関する相談に対して、相談者の立場に立ち親身に対応ができた。	A	防災安全課
			みよし市教育支援センター事業	・就学相談の実施 ・教育相談の実施 ・巡回相談の実施	就学相談会を6月に実施した。専門相談員や家庭教育相談員、学校教育課指導主事と相談をすることによって、保護者の就学に関する不安や悩みの多くを解消することができた。教育相談については、年間を通じて行うことができた。相談者が、効果的な指導法や子どもへの接し方のアドバイスを聞くことで、今後の指導や支援に生かすことができた。巡回相談については、専門相談員の予約がいっぱいで、各学校を回って指導する機会は少なくなってしまった。	A	学校教育課

方針	施策の方向	具体的施策	事務事業名	平成27年度の具体的な計画	平成27年度実績/未実施の理由	評価	所管課
2 心と体の健康づくりの推進	④ 各種相談事業の実施	女性相談窓口の充実	女性の悩みごと相談事業	<ul style="list-style-type: none"> 毎週月曜日正午から午後4時まで女性の悩みごと電話相談を実施する。 スーパーバイザーに同席していただきみよし市の行政の把握とカウンセリングの資質向上を図るため事例検討会を開催する。 女性の悩みごと相談啓発カードの作成 市内公共施設、商業施設に設置を依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎週月曜日正午から午後4時まで女性の悩みごと電話相談を45回実施した。 スーパーバイザーに同席していただきみよし市の行政の把握とカウンセリングの資質向上を図るため事例検討会を6回開催した。 女性の悩みごと相談啓発カードを作成(1,500部)した。 市内公共施設11ヶ所、商業施設3ヶ所に相談啓発カード及びチラシの設置を依頼した。 	A	協働推進課
		DVなどの防止に関する啓発	女性の悩みごと相談事業	<ul style="list-style-type: none"> みよし市女性の悩みごと相談の案内チラシを、協働推進課の窓口のほか、1階の情報プラザ、サンネット等に設置し啓発を図る。 内閣府や民間の女性相談センターの啓発チラシを設置する。 会議資料などに啓発用シンボルマークを使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> みよし市女性の悩みごと相談の案内チラシを、協働推進課の窓口のほか、1階のみよし情報プラザ、サンネット等に設置し啓発を図った。 内閣府や民間の女性相談センターの啓発チラシを協働推進課に設置した。 会議資料などに啓発用シンボルマーク(男女共同参画・女性に倒す暴力拒絶)を使用した。 	A	協働推進課
3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	① 女性に対する暴力を防止する環境づくり	DVなどの相談体制の整備	女性の悩みごと相談事業	相談窓口の周知に努めるとともに、庁内での連絡会議を実施し、関係各課との連携を強め相談体制を充実します。	みよし市女性の悩みごと相談のチラシ、カードを作成し、市内公共施設等に設置して周知した。庁内連絡会議を1月18日に開催し、DV相談状況や女性の悩みごと相談事業について各課に報告し、関係各課との連携を強め、相談体制を充実した。	A	協働推進課
		DV被害者への迅速な対応	女性の悩みごと相談事業	県や警察などの他機関及び庁内関係課と連携をとりながら、DV被害者に一時保護など迅速に対応します。	愛知県女性相談、警察など他機関及び庁内関係課と連携をとりながら、DV被害者に一時保護(2件)など迅速に対応した。	A	協働推進課
		税務窓口専務	各種証明書の交付制限	税総合システムに登録し、対象者の各種証明書発行に際し注意喚起を行った。	A	税務課	
	② DVなど被害者の保護、支援	住民基本台帳専務	<ul style="list-style-type: none"> 支援措置申出書の受理 住民票、戸籍の附票等の交付制限 	<ul style="list-style-type: none"> 支援措置申出書の受理 本市受付分の実績 12件 住民票、戸籍の附票等の交付制限 状況(H28.3.31現在) 住民票74件・戸籍の附票29件 	A	市民課	
		女性の悩みごと相談事業	関係機関、関係各課と連携の中で、DV被害者の自立に向けた支援を実施します。	関係機関、関係各課と連携をとりながら、DV被害者の自立に向けた支援を実施しました。	A	協働推進課	
		DV被害者の自立支援	ひとり親家庭相談・自立支援支援事業	DV被害者をはじめ、経済的に困窮し、かつ住宅も困窮する母子を児童福祉法の規定に基づき母子生活支援施設に保護し、自立に向けた生活の再建を指導する。	母子家庭の自立支援として、母子生活支援施設への措置(1件)を実施しました。	A	子育て支援課

基本目標V プランの総合的な推進体制づくり

評価
 A 計画通り実施した
 B 計画通り実施したが、一部未実施事案がある
 C 検討はしたが、実施に至らなかった
 D 検討も実施もしなかった

方針	施策の方向	具体的施策	専務事案名	平成27年度の具体的な計画	平成27年度実績/未実施の理由	評価	所管課
1 推進組織の整備・充実	① 男女共同参画社会推進のための条件整備	男女共同参画社会づくりのための条例制定への取り組み	男女共同参画啓発事案	・みよし男女共同参画推進条例は制定済み	みよし男女共同参画推進条例を平成27年4月1日施行した。	A	協働推進課
	② 市民参加によるプランの推進体系の整備	市民と一体となったプランの推進体系の整備	男女共同参画啓発事案	みよし市男女共同参画推進条例及び男女共同参画プランパートナーに基づいた男女共同参画に関する施策の進捗状況を男女共同参画審議会において報告し意見をいただく。	みよし市男女共同参画審議会を8月6日に開催した。	A	協働推進課
		プラン推進の進捗状況の管理	男女共同参画啓発事案	みよし男女共同参画プランパートナーに基づき事案が推進されているか進捗状況を各課に照会をかける。	みよし男女共同参画プランパートナー2014-2018に基づき事案が推進されているか進捗状況を各課に照会をかけた。	A	協働推進課
2 役所内の意識・制度改革の推進	① 行政運営における男女共同参画社会の視点の反映	各種計画・施策の見直し	男女共同参画啓発事案	みよし男女共同参画プランパートナーに基づき事案が推進されているか進捗状況を各課に照会・確認をする。	みよし男女共同参画プランパートナー2014-2018に基づき事案が推進されているか進捗状況を各課に照会・確認をした。	A	協働推進課
	② 職員の意識改革・人材育成	意識啓発と人材育成のための職員研修	職員研修事案	・平成26年度職員研修計画の実施 ・平成27年度職員研修計画の策定	人材育成基本方針に基づく1年を通じた体系的な研修等により、男女に関わらず職員の資質と能力向上を図っており、市町村職員研修センター等が主催する様々な研修に派遣（73コース、772人）しました。また、次年度職員研修計画を策定しました。	A	人事課
			男女共同参画啓発事案	市役所内における男女共同参画の実現のため、男女共同参画庁内推進会議を開催する。 日時：平成27年1月18日（月）午前10時から 場所：市役所3階研修室1.2.3 内容：①県政お届け講座②みよし市の今後の取組③女性委員の登用状況（H27.4.1）④女性の悩みごと相談事案の実施状況について	男女共同参画庁内推進会議について、平成28年1月18日に庁内連絡会議を開催した。	A	協働推進課
		政策決定の場への女性参画	人事異動専務	管理職への女性の登用	新たに管理職に5人の女性を課長級職員に登用しました。	A	人事課
		性別によらない職務配分	人事異動専務	・性別によらない組織づくり ・性別によらない職員の能力に応じた人事配置	組織及び執行体制が十分にその機能を果たすことができるよう適材適所に配置するなか、性別によらない組織づくりと、職員の能力に応じた人事配置を行いました。	A	人事課

〇みよし市男女共同参画推進条例

平成27年3月24日

条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 権利侵害等の禁止（第8条—第10条）

第3章 基本的施策（第11条—第17条）

第4章 推進体制の整備（第18条）

第5章 雑則（第19条）

附則

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動して、男女共同参画社会基本法の制定をはじめ男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が、着実に進められてきた。

みよし市は、恵まれた自然環境と大都市近郊という地理的条件のもと、活気と活力のみなぎるまちとして、積極的にまちづくりを進めてきた。また、市民一人一人が互いの人権を尊重し合い、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する施策を展開してきた。

しかしながら、少子高齢化の進展や国際化など社会経済情勢の変化により、地域社会は大きく変化している。これらに対応していく上で、さらに男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、対等なパートナーとして生活できる社会づくりが必要である。

私たちみよし市民は、ここに、市、市民、事業者及び教育関係者が一体となって協働のもと性別にかかわらず、男女がその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、活力ある豊かな男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において営利又は非営利の事業活動を行う全ての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 教育関係者 市内において家庭教育、学校教育、社会教育その他教育に携わる全ての者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が性別による差別的扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んじられること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度や慣行により、男女の社会における活動の自由な選択が制限されることなく、個人としての能力を発揮できること。
- (3) 家族を構成する男女が、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び地域、職場その他の社会生活における活動に対等に参画できること。
- (4) 女性に対するあらゆる暴力を根絶すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者及び教育関係者のほか、国及び県その他の地方公共団体と相互に連携し、及び協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、自らが主体的に行う地域活動において、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が平等に参画できる環境を整備するよう努めなければならない。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女が対等に参画する機会の確保及び職業生活、家庭生活その他の生活の両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画社会について理解を深め、基本理念に配慮して教育に取り組むよう努めなければならない。

第2章 権利侵害等の禁止

(性別による差別的扱いの禁止)

第8条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱いを行ってはならない。

(配偶者等に対する暴力的行為等の禁止)

第9条 何人も、配偶者等(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に規定する配偶者及び親密な男女関係にある者をいう。)に対し、暴力的行為又は虐待行為を行ってはならない。

2 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、相手の望まない性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識に基づく言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害するようなことを行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第10条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担及び異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現を行わないように配慮するよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための

基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映させるよう努めるとともに、みよし市男女共同参画審議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（積極的改善措置）

第12条 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき市が設置する審議会その他の附属機関において委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の委員の数が著しく均衡を欠くことのないよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画を推進するため、女性職員の能力開発及び管理職等への登用に努めるものとする。

（調査及び研究）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、又はこれを効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

（雇用の分野における男女共同参画の推進）

第14条 市は、雇用の分野における男女共同参画が推進されるように、事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の推進に関する調査について協力を求めることができる。

（家庭生活における活動及びそれ以外の活動との両立支援）

第15条 市は、男女がともに子育て、介護その他の家庭生活における活動及び地域、職場等における家庭生活以外での活動を両立することができるように必要な支援を行うよう努めるものとする。

（教育及び学習機会の充実）

第16条 市は、男女共同参画について市民の関心と理解を深めるため、男女共同参画に関する教育及び学習の機会の充実に努めるものとする。

（市が実施する施策に対する申出）

第17条 市民、事業者及び教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策

又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に意見を申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し、適切な処理に努めるものとする。

第4章 推進体制の整備

(みよし市男女共同参画審議会)

第18条 市に、みよし市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査し、及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関し、施策の実施状況及び必要と認める事項について、調査及び研究を行い、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員11人以内で組織する。
- 5 委員は、学識経験を有する者、公共的団体等が推薦する者及び市民のうちから市長が委嘱する。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき策定されている市の男女共同参画計画（「みよし男女共同参画プラン パートナー2014—2018」をいう。）は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

（みよし市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正）

- 3 みよし市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和31年三好村条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(みよし市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 4 みよし市附属機関の設置に関する条例（平成21年三好町条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○みよし市男女共同参画審議会要綱

平成27年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市男女共同参画推進条例（平成27年みよし市条例第3号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、みよし市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、条例第18条第5項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(最初の委員の委嘱)

- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日とする。